

# 協会 ニュース

〒171-0031 東京都豊島区目白 3-5-11  
TEL 03-5996-8511 FAX 03-5996-9585  
<http://www.jja.or.jp/> Eメール info@jja.or.jp

平成28年 冬号

## HEADLINE

### ◆焦点！従業員の自転車通勤と事業者リスク

あなたの塾に自転車通勤の講師・職員はいませんか？急増する自転車による交通事故！死傷に絡んだ自転車事故はおよそ4分50秒に1件の割合で発生しているといえます。本項では、学習塾における従業員の自転車通勤と事業者のリスクについて考えます。

### ◆会長年頭所感

公益社団法人全国学習塾協会会長・安藤大作より年頭のご挨拶を申し上げます。



平成27年11月10日に開催した学習塾講師における新しい業界検定に関する研修会

### ◆その他の項目

- JJAインフォメーション 学習塾認証制度／学習塾講師検定／全国読書作文コンクール
- 全国塾コンソーシアム協議会／関東支部研修●プライバシーマーク情報●入会のご案内

# 年頭所感

平成28年1月1日

公益社団法人全国学習塾協会 会長 安藤 大作

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに2016年の新春をお迎えのことと存じます。旧年中は一方ならぬご高配を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素より、当協会の諸活動に対し、ご支援ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

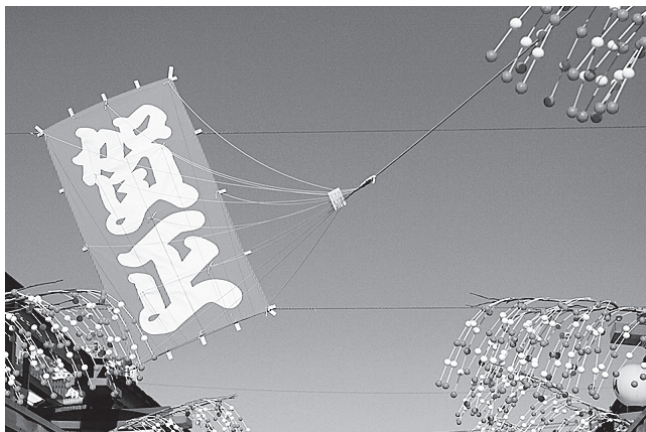
人口減少社会、少子化などとも言われて久しくなりました。

国の推計によりますと、いまから44年後（2060年）には総人口が9,000万人を割り込み、さらに2.5人に1人が65歳以上の高齢者となり、14歳以下の子供は現在より半減し総人口の9%に過ぎなくなると言われています。



塾は許認可なく自由に開業ができます。そして現在に至るまで、子供たちを思う自らの理念と実行のもとに自由にその歴史を刻んできたことは言うまでもありません。思い一つで業を興し、先生と呼ばれ、その腕一つで時を刻んでこられたわけです。ただ背景にはそれを受け入れた比較的寛容な社会があったことも忘れてはなりません。

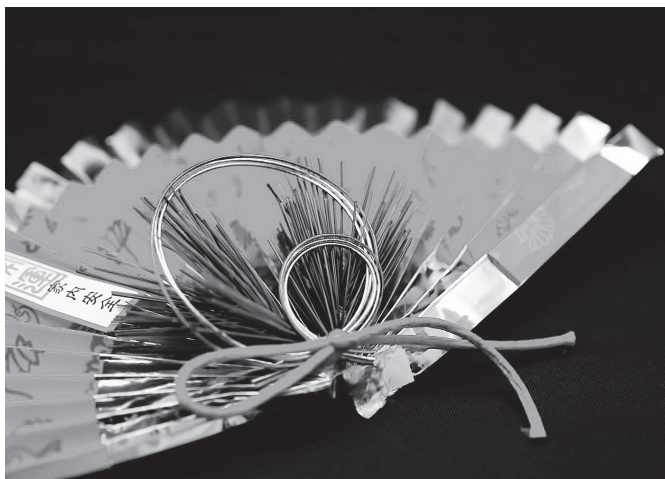
しかし、どれだけ自由で寛容と言っても私たちは社会の一員であり、業界の一員として社会に認知されてきています。とりわけ協会で現在の職に就いておりますと、（これは学習塾業界に限ったことではないかもしれませんが）塾おひとりおひとりの一挙手一投足は思った以上に業界全体に及ぶということを痛感いたします。



塾内及び通塾における安心安全、災害時の対応、保護者と契約の適格性、そして「通わせてよかった」と思っていただけの結果への責任など、業界として質の向上という営みの足下を見直すことで、塾おひとりおひとり、そして、業界全体はさらに発展するはずです。

世の中が人口減少社会に折り返

すなど、多くの点で社会全体が曲がり角に達したとき、塾もこれまでの在り方から今一度視点を変えて、社会のために何が出来るか？業界のために何が出来るか？を考える時をすでに迎えているように思います。それはこれまで寛容であった社会に今まで通り当たり前のように寛容であることを期待するばかりでなく、社会全体に対しての塾のスタンスの在り方も考えるときが来ているように思います。



私たちは塾業界唯一の公益社団法人として、業界全体の未来のために社会全体と手を取り合っていきたいと真に願っています。

学習塾をなりわいとしてきたこれまでの感謝のお気持ちを、未来への業界へのエールに変えて、この公益社団法人をお支えいただければ幸いです。

## 従業者の自転車通勤と事業者リスク

**あなたの塾に自転車通勤の講師・職員はいませんか？急増する自転車による交通事故！学習塾における従業者の自転車通勤と事業者のリスクについて考えます！**

昨年7月に神戸地裁である判決が下りました。

男子小学生が夜間、帰宅途中に自転車走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の60代の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の大けがを負い、意識が戻らない状態になったのです。神戸地裁は事故の加害者に約9,520万の損害賠償を命じました。

死傷に絡んだ自転車事故はおよそ4分50秒に1件の割合で発生しているといえます。

本項では、学習塾における従業者の自転車通勤と事業者のリスクについて考えます。



学習塾講師に限った調査ではありませんが、学生アルバイトの勤務先までの勤務形態については、通勤時間は30分未満が最も多く、通勤時間が10分～30分の学生の4人に1人は自転車を利用してしています。

<自転車通勤を取り巻く環境>

(※anレポートインターネット調査結果より)



学習塾講師は、当協会の調べによりますと57%が非正規雇用で、そのうち約半数が大学生・大学院生の学生アルバイトです。

自転車で通塾される講師の方は多いかと思われます。

昨今、メディアにて報道のとおり、自転車事故のリスクがクローズアップされています。具体的には、自転車で通塾途上の事故による運転者自身の怪我はもちろん、不幸にも加害者となった場合の対策が必要です。

マイカー（自動車）による通勤については、一般企業において任意保険の加入基準などを設定し、許可制にしている企業がほとんどです。

しかしながら、自転車通勤については、徒歩と同じ扱いで、従業者（講師）の判断で自転車通勤をしているケースがほとんどだと思われます。最近では重大な、死亡・後遺障害を伴う自転車による加害事故が増加していることから、自転車通勤についても明確にすべきとの流れになっています。

### <塾（雇用者）としての責任は？>

東京都の例で、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成25年7月1日から施行されています。本条例の第6条、第14条および第27条第2項等において事業者の責務を以下のように定めています（抜粋）。

第6条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

第14条 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第27条 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。



い。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

出典：「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」をもとに作成

業務に自転車を使用した場合の雇用者責任については、民法715条の使用者責任を踏まえると、事業者が責任を負うと解釈するのが一般的です（例えば、本部教室から近隣教室への派遣途上で自転車による事故を起こして加害者となった場合は、塾としては使用者としての損害賠償責任や運行供用責任を問われる可能性があります）。

それでは、通塾途上で自転車加害事故を起こした場合はどうでしょうか。損害賠償について基本的にはその講師が責任を負うことにはなりますが、被害者救済の観点から例外的に前述の民法715条が適用される可能性があります。従業員がその責任を果たせない場合にも使用者である事業者が責任を追及されることがあります。

そのため、リスクを考えれば自転車の通塾使用を各人に任せるのではなく、自転車通勤を許可する基準として、安全運転教育の受講だけでなく、実際に事故が発生した場合に備えて民間保険への加入を義務付けるか推奨しておく必要があります。

そもそも、事業者として、従業者（講師）に自転車通勤を認める場合と認めない場合があるかと思えます。

まず、自転車通勤を認める場合の対応策をご紹介します。

#### **<自転車通勤を認める場合の対応策 自転車通勤規程等の整備>**

実際に自転車通勤を認めることになると、許可する際の申請手続などを明確に定めてお

く必要があり、併せて関連する規程や書式（許可申請書等）を用意しておく必要があります。このようにルールを明確にしておくことで、従業者自身の都合で自転車通勤をしているのではなく、会社の管理下で自転車通勤が行われていることを示すことにもつながります。

本項では、自転車通勤規程の一例を後掲して参考といたします。

#### **<自転車通勤を認める場合の対応策 任意保険の加入>**

昨今、自転車による重大事故の結果、事故の相手方への賠償金額が数千万円に上る判例もあります。

当時16歳の女子高生が携帯電話を操作しながら無灯火の自転車を片手運転していた際、市道を歩行中の看護師女性に追突。被害者女性は手足に痺れが残って歩行困難になり、職も失った事例で、裁判所は加害者女性に約500万円の支払いを命じた（横浜地裁判決 2005年）というものです。

一般企業の社員が業務中に自転車を利用して発生した事故は、ケースバイケースですが事業者が加入する「施設賠償責任保険」で補償されることがあります。

一般的には、学習塾講師などが通勤等で自転車を使用している際の事故については、各自が個人で加入する自動車保険や火災保険等に特約として「個人賠償責任保険」を追加す





ることで自転車事故の支払いを対象とすることも可能です。また、昨今、自転車事故を念頭に置いた簡便に加入ができる自転車保険が普及しつつあります。よって、各塾においては、自転車通勤を許可した講師の保険加入状況を確認し、必要に応じて保険手配を強く推奨すべきでしょう。

参考までに賛助企業のご協力で自転車保険例（eサイクル保険）を同封いたしました。

出典：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社/  
リスクマネジメント最前線2015.13 をもとに作成

### ＜自転車通勤を認めない場合の対応策＞

この場合いちばんのリスクは、自転車通勤について雇用主の明示がない、又はあっても気づかないために、結果的に無断で自転車通勤をする者が出てくることです。

そのため、従業員を雇用する際に禁止事項についてしっかりと伝えておくことや就業規則に自転車による通勤をしてはならない旨を定めておくことが必要です。

本項の終わりに、自動車通勤を認める場合のチェックリスト（10項目）と自転車通勤規程の一例をご紹介します。

### ＜自転車通勤チェックリスト10項目＞

- 自転車通勤を許可制にしている。
- 自転車通勤規程を整備している。
- 自転車通勤許可申請書を必ず提出させている。
- 通勤に関する届出の内容を年1回チェックしている。
- 賃金規程に自転車通勤時の通勤手当に関する取扱いを定めている。
- 賃金規程に過払いとなった通勤費を返還させることができる旨の定めがある。



- 自転車運転に関する安全教育を実施している。
- 自転車通勤を許可するにあたって民間保険に加入させている。
- 通勤災害に関する基本的なルールを説明している。
- 駐輪場の確保ができています。

出典：日本の人事部HP「発生しうるリスクを意識した管理が必要！従業員の「自転車通勤」をめぐる問題点と社内規程・書式の作成例」より引用

### ＜自転車通勤規程の一例＞

#### 第1条（目的）

この規程は、株式会社〇〇〇〇（以下、「会社」という）の自転車通勤に関する事項を定めたものである。

#### 第2条（自転車通勤の許可）

1. 自転車通勤を行う者は、自転車通勤許可申請書を総務部長に提出し、その承認を得た後でなければ、当該自転車を通勤に使用できない。
2. 申請内容に変更のあった場合は、速やかに総務部長に届け出て、再承認を受けなければならない。
3. 承認を受けた場合であっても、当該自転車を会社の許可なく業務に使用してはならない。

### 第3条（運転禁止）

自転車に乗車する場合は、道路交通安全に関する法令に従って運転を行うとともに、以下の各号に定める運転をしてはならない。

- ① 飲酒運転
- ② 携帯電話を使用しながらの運転
- ③ 天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるとききの運転
- ④ その他、道路交通法令が禁止している事項に該当する運転

### 第4条（求償権および懲戒）

社員が自転車による事故を起こし、そのために会社が損害を受けたときは、会社はその損害について本人に賠償を請求し、懲戒処分をすることがある。

### 第5条（使用承認および取消）

1. 使用承認基準を欠いた場合、承認は自動的に消滅するが、この場合は遅滞なく総務部長に届け出なければならない。
2. 運転禁止事項に違反して事故を起こした場合は直ちに承認を取り消す。
3. 以上の他、会社が必要と認めた場合は承認の取消をすることがある。

### 第6条（報告義務）

自転車通勤者が通勤途上に事故を起こした場合は、直ちに総務部長に報告し指示に従わなければならない。

### 第7条（責任の所在）

1. 自転車通勤者が通勤途上に起こした事故については、会社は賠償責任を負わない。
2. この規程に違反している間に起こした事故については、会社は賠償責任を負わない。
3. 自転車の駐輪中における破損、盗難等の事故については、会社はその補償を行なわない。

### 第8条（民間保険の加入）

自転車通勤をする者は、必ず会社が指定する任意保険に加入しなければならない。

### 第9条（使用承認基準と期間）

1. 使用承認基準は以下の各号に定める通りとする。
  - ① 交通の便宜上、自転車の通勤が必要である者
  - ② その他、会社に承認された者
  - ③ 上記の一項目以上の条件を満たし、かつ許可申請書提出前1 ヶ年において、第5条の取消事項に触れない者
2. 承認期間は1年以内とし、毎年4月1日に更新する。
3. 更新は自動更新とせず、所定の承認手続を取らなければならない。

### 第10条（通勤手当の支給）

自転車使用者に対する通勤手当の支給は、別に定める賃金規程による。



# JJAインフォメーション



**消費者が安心してサービス利用していただくための信頼マーク  
認証基準に基づく第三者評価「学習塾認証」のご活用を！**

学習塾認証制度とは、消費者が安心してサービスを利用していただくために、サービスの質や信頼性について、第三者が評価し認証を与える取り組みです。認証された事業者は、当協会の発行する認証マークを事業所や広告に表示することができ、消費者はこの認証マークを目印に、適切なサービスを提供する事業者を選択することができる安心の制度です。当協会は、サービス産業生産性協議会が公表したガイドラインに沿った認証基準に基づき審査を行い、法令を遵守し、公正な取引を行う学習塾事業者に対して、認証を付与します。

現在は、46の学習塾事業者が認証を取得しています。

学習塾認証付与事業者は、認証マークによって、次のことを消費者や近隣の保護者層にアピールすることができます。

- 消費者に十分で適切な情報提供を行っています
- 消費者と適正で明確な契約・解約を行っています
- 通塾する子どもの安全確保に努めています
- 顧客相談窓口を設置してその充実を図っています
- 個人情報の適切な取り扱いを行っています
- こうしたことが継続的に守られ、改善を行っています



平成26年度の申請期間は次の通りです。

〈前期〉

**平成28年4月1日(金)～平成28年5月31日(火)** 認証決定目安 9月初旬

〈後期〉

**平成28年9月1日(木)～平成28年10月31日(月)** 認証決定目安 平成29年2月初旬

協会正会員は、同封の学習塾認証リーフレット及び雑誌「塾と教育」の紹介記事等をご覧ください。

申請書類を整える等のご準備は早めのスタートをお勧めします。

まずは、別紙「学習塾認証申請書類データ申込書」にてサンプル・書式集をご注文ください。サンプル・書式集と学習塾認証制度FAQ(Q&A)を無料でお送りいたします。サンプル・書式集は、エクセルやワードからなる電子データをCD-R化したもので、パスワードをつけて送付いたします。





## 講師スキルアップ、新人研修、能力開発に最適！学習塾講師 検定集団指導 2 級・3 級は 3 月 2 日申込受付スタート！

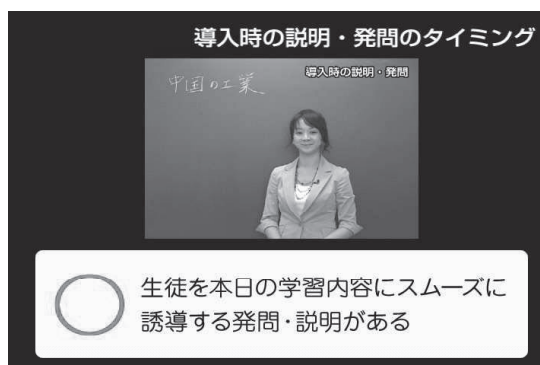
～東京、名古屋、大阪、福岡、仙台の 5 会場のほか自塾教室を準会場とすることで受験がしやすくなりました～

協会では、学習塾における優秀な人材の確保・育成を図るために、学習塾講師能力評価システムの構築に取り組み、学習塾のミッションと期待される講師像を定義した上で、「学習塾講師集団指導 1 級（以下、集団指導 1 級）」「学習塾講師集団指導 2 級（以下、集団指導 2 級）」及び「学習塾講師集団指導 3 級」検定試験を実施しております。

学習塾講師検定は、現役の講師を主な対象として集団指導 2 級をご用意しております。2 級試験は『テキスト学習・筆記試験』と『実技試験』の 2 つの段階を有しています。集団指導 2 級を認定されるためには『テキスト学習・筆記試験』の合格と『実技試験』の受験合格が求められます。現在、500 名の 2 級資格取得者と 30 名の 1 級資格取得者がおります。

なお、集団指導 1 級検定は 2 級資格取得者が受験対象となります。より高い頂きを目指してチャレンジを始めて下さい。

協会ではウェブサイトにて、学習塾講師検定受験のために自習用の動画配信を行っています。どなたでも閲覧可能なのでぜひご覧ください。



学習塾講師検定自習用動画サイト

<http://www.jja.or.jp/approve/index.html>

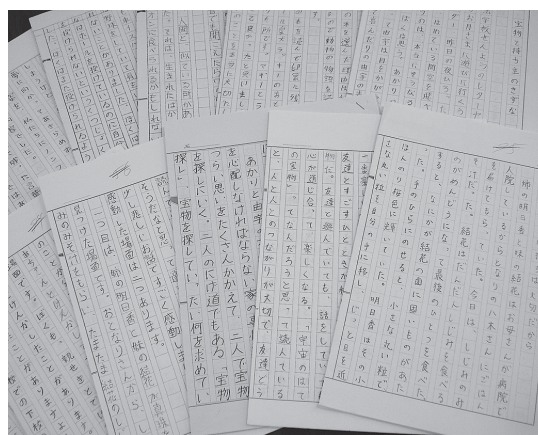


## 皆様のご厚意を子どもたちの読書力作文力向上のために活かします。

去る1月18日に当協会事務局会議室において来年度全国読書作文コンクールの対象図書選考会議が実施されました。

協会では公益事業のひとつとして経済産業省、文部科学省、朝日新聞社等のご後援により全国読書作文コンクールを実施いたしております。おかげさまで今年はスタートして 26 回目の年を迎えます。子どもの読書力、作文力の向上に加えて感動する心、豊かな心を育てており、小・中学生に多くの取り組みをしていただき優れた作品が寄せられております。

つきましては、本コンクールへのご協賛をお願いいたしております。



詳しくは同封しました協賛のご案内をご覧ください。



## 当協会ほか広域学習塾団体等10団体からなる『全国塾コンソーシアム協議会』が秋季連絡協議会を開催！

平成27年10月11日（日）14:00～17:00に  
京都市・同志社新島会館別館におきまして、  
全国塾コンソーシアム協議会秋季連絡協議会  
が開催されました。

出席団体は以下の通りです。

関西塾団体協議会

公益社団法人全国学習塾協会

学習塾団体合同会議

私塾協同組合連合会

NPO 法人学習塾全国連合協議会

全日本私塾教育ネットワーク

一般社団法人日本青少年育成協会

全国学習塾協同組合

議事として、

- 1) 全国塾コンソーシアム協議会のあり方
- 2) 設立総会以降の経過報告
- 3) 会員団体からの連絡事項  
などが協議されました。

全国塾コンソーシアム協議会は、学習塾を含む民間教育を主業とする事業者の広域団体10団体に、民間教育全般にかかわる事項に関して連絡・協議することを通じて、全国の民間教育事業者の意思疎通を図るとともに、民間教育の発展に寄与することを目的として平成27年4月8日に設立したものです。



全国塾コンソーシアム協議会秋季連絡協議会



## 協会関東支部主催の宿泊研修開催報告！ 平成27年11月22日に長野県・茅野市にて

平成27年11月22日、関東支部宿泊研修が長野県茅野市で行われました。株式会社アイキューブ（いずみ塾 矢崎先生塾舎）をお借りし、第1部では稲葉専務理事をお招きして、「学習塾認証制度」、「学習塾講師検定」による能力開発・人材育成、「プライバシーマーク制度」の運営・留意点を講演して頂きました。

認証取得により、「消費者にアピールする力を高めることができる」「認証取得のための取り組みの中で自社（自塾）をリスクや安全を脅かす可能性のある問題から守ることができる」「認証取得にチャレンジすることで自然に自塾のマネジメントシステム構築が可能になる」ことが最大のメリットであると訴えていました。

学習塾講師検定の目的は「塾講師が『共通して求められる知識・技術・能力』をまとめたコンピテンシーディクショナリを理解し、身体化していくことで、一人前の魅力ある学習塾講師に成長していただくこと」を強調していました。

プライバシーマークについては、「顧客に対する信用拡大」「従業員の意識向上」「自塾マネジメントシステムとして業務の効率化、品



挨拶する関東支部・渡辺支部長

質向上への寄与」の3点のメリットがあることと、同時にプライバシーマーク取得塾の取り組みの紹介をされました。

第2部では、エデュケーションネットワークの金子様をお招きして「2020年大学入試改革」についてお話いただきました。終了後には、いずみ塾茅野駅前校を見学。

その後、場所を諏訪湖畔の旅館に移し、懇親会を行いました。15名の先生がご参加くださり、塾談義に花を咲かせました。翌日は祝日ということもあり、矢崎先生のご厚意で諏訪大社などをご案内くださりました。

【関東支部よりご報告】

## プライバシーマーク情報

プライバシーマーク制度は、日本工業規格「JIS Q 15001:2006 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備・運用している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動においてプライバシーマークの使用を認める制度です。

プライバシーマークの付与は、法律の規定を包含するJIS Q 15001:2006に基づいて第三者が客観的に評価する制度であることから、事業者にとっては法律への適合性はもちろんのこと、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを



審査機関(13)



社会にアピールする有効なツールとして活用することができます。

## 【2事業者にプライバシーマークを付与】

第72回プライバシーマーク審査会が平成27年11月30日（月）15:00～16:00に豊島区・協会事務局にて開催されました。

出席委員

鶴巻 暁（弁護士）

杉本まさ子（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事）

澤本 淳（弁護士）

稲葉秀雄（当協会専務理事）

出席審査員 荒島和彦（主任審査員）

尾崎孝章（主任審査員）

事務局より委員会構成員5名中4名の委員が出席したので委員会が成立する旨報告があり、本会の附議案件の説明ののち、鶴巻委員長が議長となり議事に入りました。

### ●議案

#### ①書類審査ならびに現地審査報告

荒島主任審査員及び尾崎孝章主任審査員より、下記の更新2社に関する様式7に基づき書類・現地審査報告がありました。

#### ②審査

質疑応答があり審議の結果、更新を可としプライバシーマーク付与が決定しました。

## プライバシーマーク認定事業者

【敬称略・順不同】

**認定番号** 13200715 (07)

**事業者名** 株式会社成基

**代表者** 佐々木 喜一

**所在地** 京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町265番地  
2 SCGビル

**有効期間** 平成27年10月31日～平成29年10月30日

**認定番号** 13200711 (07)

**事業者名** 株式会社理究

**代表者** 米田 正人

**所在地** 横浜市西区高島二丁目14番17号

**有効期間** 平成27年10月31日～平成29年10月30日

## 【2事業者にプライバシーマークを付与】

第73回プライバシーマーク審査会が平成28年1月22日（金）10:00～11:00に豊島区・協会事務局にて開催されました。

出席委員

鶴巻 暁（弁護士）

杉本まさ子（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事）

澤本 淳（弁護士）

稲葉秀雄（当協会専務理事）

出席審査員 横山 淳（主任審査員）

荒島和彦（主任審査員）

事務局より委員会構成員5名中4名の委員が出席したので委員会が成立する旨報告があり、本会の附議案件の説明ののち、鶴巻委員長が議長となり議事に入りました。

●議案

①書類審査ならびに現地審査報告

横山主任審査員及び尾崎孝章主任審査員より、下記の更新2社に関する様式7に基づき書類・現地審査報告がありました。

②審査

質疑応答があり審議の結果、更新を可としプライバシーマーク付与が決定しました。

## プライバシーマーク認定事業者

【敬称略・順不同】

**認定番号** 13200720 (06)  
**事業者名** 英進館株式会社  
**代表者** 筒井 俊英  
**所在地** 福岡県中央区今泉一丁目11番12号  
**有効期間** 平成28年1月30日～平成30年1月29日

**認定番号** 13200712 (06)  
**事業者名** 株式会社学光社  
**代表者** 岡田 弘行  
**所在地** 東京都青梅市河辺町十丁目1番地3  
**有効期間** 平成27年8月22日～平成29年8月21日

## JJAご入会のご案内

全国学習塾協会（略称「JJA」）は、民間教育を担う団体・個人に関する支援及び能力開発、調査研究、地域社会に対する貢献の推進等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に寄与し、より良い社会の形成を推進することを目的として設立された公益社団法人です。

公益社団法人全国学習塾協会には、どなたでも入会できます。

会員は、正会員・準会員・賛助会員からなっています。

■正会員 学習塾事業を営む法人または個人でどなたでも会員になることができます。正会員は総会での議決権を持ちます。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに優先的に参加することができます。

協会 web サイトと正会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に正会員一覧を

掲載します。

■**準会員** 学習塾事業者に従事する個人、協会の目的と活動に賛同する教育事業に従事する個人または従事した経験のある個人であればどなたでも会員になることができます。総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

■**賛助会員** 協会の目的と活動に賛同してその事業にご支援くださる法人・団体・個人で、総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

協会 web サイトと賛助会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に賛助会員一覧を掲載します。

会費は次の通りです。

<b>入会金</b>	(1)正会員		30,000円	
	(2)準会員		10,000円	
	(3)賛助会員	法人		50,000円
		学校法人		30,000円
		団体		50,000円
個人			10,000円	
<b>年会費</b>	(1)正会員 1口	塾生数1000名未満	36,000円	
		塾生数1000名以上 3000名未満	60,000円	
		塾生数3000名以上	120,000円	
		(2)準会員 1口		12,000円
	(3)賛助会員 1口	法人		50,000円
		学校法人		36,000円
		団体		50,000円
		個人		12,000円

毎年4月から翌年3月までが一年度になります。

会費について、正会員の方は、会費を3月と9月の年2回に分け、金融機関から預金口座振替により納入いただきます。

準会員・賛助会員の方は、年度初めに当協会の銀行口座にお振り込みいただきます。

入会初年度の会費は、入会月からの月割りで計算いたします。

入会をお考えの方、協会の活動概要などをお知りになりたい方は協会事務局まで遠慮なくご連絡ください。資料をお送り申し上げます。



また、入会申込書は協会 web サイトから入手することもできます。

公益社団法人全国学習塾協会 事務局  
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-2  
TEL03-6915-2293 FAX03-6915-2294

# 会費振替についてのお知らせ

次のように協会会費をご指定の口座より振替させていただきますのでご配慮  
くださいますようお願いいたします。

## 1. 振替金額 正会員登録確認書をご提出済の方は次の通りです\*。

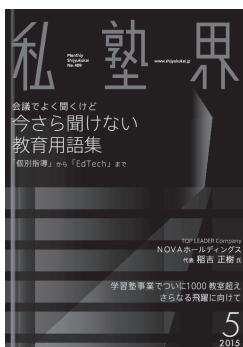
- ・ 塾生数1,000名未満の会員様 18,162円
- ・ 塾生数1,000名以上3000名未満の会員様 30,162円
- ・ 塾生数3,000名以上の会員様 60,162円

## 2. 振替日 平成28年3月28日(月)

●協会に対するご意見・ご希望をお寄せ下さい。

FAX. 03-5996-9585 E.mail info@jja.or.jp

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
-------------------------------



## 月刊 私塾界

私塾界では、本誌をみなさまのお手元に毎月直接お届けする「年間購読制」を採用しております。年間購読の契約をされた方は私塾界の「準会員」となり、バックナンバーの閲覧や経営セミナーへの無料ご招待等、様々な特典をお受けいただけます。

### 準会員

会員期間 4期制になっており、4月、7月、10月、1月の最も近いスタート月より1年間が会員期間となります。

年会費 30,240円(税込)

### 正会員

会員期間 ご入会の月から1年間が会員期間となります。

年会費 1口162,000円(税込)

株式会社 私塾界

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1-39-1 三善ビル3F

TEL 03-3987-0838

FAX 03-3987-1940

<http://www.shiyukukai.jp/>